逗子市議会 第３回定例会 繰り返される暴言と脅し、会議規則違反、議長が強権発動で発言取消し

君島雄一郎議員が同僚議員を侮辱、議長の職権で発言取り消させる

市民のみなさん、日本共産党が前回報告させていただいた逗子市議会の異常な状態はなくなっていません。暴言や脅し、繰り返される侮辱発言、さらに会議規則違反も発生し、審議が空転、数時間も中断する事態も生まれました。とくに議長が地方自治法第129条（議場の秩序維持）で認められている「発言取消し」を使い、君島雄一郎議員の発言に対して命じたことは逗子議会史上初めてでした。10月8日、日本共産党議員団は、塔本正子議長へ「議会の正常化」について申し入れを行ないました。

君島雄一郎議員が高谷清彦議員へ侮辱発言、議長の職権で、発言取り消しを命じる！

君島雄一郎議員が本会議の討論で、高谷清彦議員への侮辱発言を繰り返し、高谷議員から発言の精査が求められ、休憩に入り、その後、再開した会議冒頭に議長が君島議員の発言について「発言取り消し」を命じました。君島議員から異論もなく、認めたことになりました。これまで議会運営では、「発言の取消し」は本人の申し出と議会の同意がなければできませんでした。それは議員の発言というものが責任ある大変重いものだからです。

地方自治法　第129条
（議場の秩序維持）法律や会議規則に違反し、議場の秩序を乱す議員があるとき、議長は制止し、又は発言を取り消させ、発言を禁じ、退去できる。

地方自治法　第132条
（言論の品位）議員は無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

【解説】
議長職権の取消しはすべきではないし、本人から同意を得るべきだったと考えています。

君島雄一郎議員が「てめえ、調子に乗るなよ」と女性議員を脅し、恫喝して発言妨害

君島議員の暴言は止まらず、放射能を心配し給食を遠慮した子に「逗子からでて行ってもらえ」とヤジ発言。不穏当な発言を注意する同僚議員に対し、「てめえよ～」「黙っておけよ」と脅し、やくざ言葉を連発、発言妨害を続けています。

君島雄一郎議員が会議規則第60条と135条違反 議会が混乱し、議会空転させる

本会議で議長から「条例」に対する表決が宣告され、賛成議員が起立した場面で、君島雄一郎議員が突然発言を求めたことで大混乱し、表決が中断。議長が仕方がなく再度表決を宣告しました。その後、岩室年治議員から「君島議員の発言は、会議規則第60条の規定に反する行為ではないか」と提起し、議長が休憩に入り、副議長から君島発言は会議規則違反と伝えられ、再度、全国市議会議長会からの回答を待ちたいと翌日まで待機となりました。ところが午後再開された本会議では、報告がないことから混乱し、共産党はその場で抗議しましたが、そのまま審議が続けられました。その後、議長経験者の奈須和男議員から会議規則違反を認めたままで慣例化すれば、今後の運営に影響すると議長へ意見がありました。

会議規則　第60条
（選挙及び表決時の発言制限）
選挙及び表決後は、何人も発言を求めることはできない。但し、選挙と表決の方法についての発言は、この限りでない。

会議規則　第135条
（発言妨害の禁止）何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

【解説】
本会議では各案件に対する質疑、討論と進み、表決が行われます。その際、表決が宣告された場合、発言を認めると態度へ影響もあり、議事が終結しません。但し書きは、例えば起立表決ではなく無記名投票というような発言が認められているだけです。君島議員の発言は規則違反と議事妨害は明白で懲罰事犯です。

会派名「無所属の会」
団　長　君島雄一郎　　松本　寛
菊池　俊一（副議長）

驚きの反響、怒りの声…

●傷害事件も、恫喝問題も知らなかった。市民として恥ずかしい、やめさせてほしい。
●あの議員さんを知っているが、人当たりもよく、人を「てめえ！」呼ばわりする人とは思えない。
●あのような乱暴な発言をする人間なら、気を付けた方がいい。
●逗子の議員に女性をからかったり、セクハラ発言をする議員がいたことに驚いた。
●同じ会派の議員は、本人に注意しないのか？
●あの議員は人によって態度が違うようだ。

市議会の正常化めざす　日本共産党逗子市議会議員団 控室873-1111 内線418 逗子事務所 沼間2-15-4 TEL871-1321 FAX871-7969 みなさんのご意見・ご要望をお寄せください

市民要求の実現へ、日本共産党が共同提案した条例が可決しました。

災害見舞金支給条例の改正案

施行前に遡った支給（遡及措置）は認められず

日本共産党・市民自治の会・維新クラブの３会派が共同提案した「逗子市市民災害見舞金支給条例の一部を改正する条例」は、賛成多数で可決しました。但し、議案提案した６月議会（第2回定例会）で継続審査となったことで、申請手続き期限が６か月であったため共産党ら２会派が修正案（「経過措置」申請手続きの期限6か月を平成25年に限り、期限を設けない措置）を提案しましたが、賛成少数で認められませんでした。

また、議案審議では、無所属の会・公明党・円の３会派から、遡及措置そのものを認めない立場から修正案も提案されましたが、賛成少数で否決されました。

原案は可決し、改正された内容は「消火活動により著しく損害を被ったとき」（下の別表）が加えられ、対象が拡大しましたが、議会内で「遡及措置」への理解が得られず党議員団の努力不足でした。**※市長は同条例の支給額引き下げを提案予定しています。**

第５号	１人世帯	２人以上世帯
消火活動による損害	２万円	５万円

賛　成　12	反　対　6
岩室　橋爪　加藤　高谷	君島　菊池　松本
奈須　原口　真下　丸山	高野(典)　田中
岡本　高野(毅)長島　匂坂	横山

職員（7700万）と市長等給与削減は可決

市会議員報酬の削減条例否決

可決　給与削減率と額

職　員	平均5.7%	7700万
市長等	10%	154万

否決　議員報酬削減率と額

議　長	10%	32万
副議長	8%	23万
議　員	6%	268万

国から地方交付税削減が示され、国家公務員同様に給与削減が求められた結果、財源不足分7700万円を補う理由から、給与削減案（期間6カ月）が提案されて全会一致可決。**共産党・維新クラブ・市民自治の会**の３会派は、市民サービスを後退させない立場から、議員自らも削減が必要と判断し、議員報酬削減案（期間6カ月）を提案、賛成少数で否決されました。

賛　成　6	反　対　12
岩室　橋爪	君島　菊池　松本　真下
加藤　高谷	丸山　岡本　高野(典)　田中
奈須　原口	高野(毅)　長島　匂坂　横山

空き家等の適正管理に関する条例

強制撤去できる「代執行」規定を加えて修正可決

日本共産党・市政クラブ・維新クラブの３会派が共同提案した「空き家等の適正管理に関する条例の制定」は、岩室議員が趣旨説明を行ない、審議では「代執行」に関して質疑が集中しました。表決結果は、条例の手続きでは、まず市の助言・指導、そして命令・公表を行ない、所有者が命令に従わなかった場合に強制的に空き家等の撤去を行なうことができる「代執行」の規定が加えられ、修正可決しました。来年4月1日から施行です。条例目的は空き家等の周辺住民が不安を感じ、迷惑を受けている場合、所有者の事情も考慮し、理解を得ながら解決にあたるものです。共産党の提案では行政の強権的手段は控えるべきと判断していました。行政の運用と対応を注視します。

【解説】　事務の流れ

近隣住民からの相談
⇩
市が**実態調査**（所有者特定）
⇩
所有者に適正管理について**助言・指導**を行なう（文書等）
⇩
勧　告
⇩
命令（所有者に命令に従わない場合公表する旨を通知、弁明機会）
⇩
公　表
⇩
代執行　命令に従わない場合は行政代執行（費用徴収）ができる

君島議員が共産党議員を犯人扱い
市長への馬鹿げた質問はやめるべきです。

君島雄一郎議員は、共産党議員が「しんぶん赤旗」を毎週配達していることを不審者扱いし、市長へ「告発しろ！」と迫っています。市長は告発も考えていないし、「改めて調査する考えはない」と答弁しています。他自治体でも共産党以外の政党機関紙（新聞）を市長も含め職員が購読している事例もあります。それを自分が面白くないから質問し、人を犯罪者呼ばわりすることは、虚偽告訴、名誉棄損です。議員の姿勢として残念です。

日本共産党逗子市議団

岩室年治　**橋爪明子**

逗子民報

2013年11月号外　　議会報告